

岩手県告示第 636 号

岩手県漁業調整規則（昭和 42 年岩手県規則第 31 号）第 54 条第 3 項の規定により、蛭子 潤一に対し、第二十八大輝丸（漁船登録番号 AM 2 - 5557）の停泊を命ずることについて、次のとおり聴聞を行う。

平成 19 年 8 月 31 日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 期日 平成 19 年 9 月 21 日（金） 午後 2 時 00 分から
- 2 場所 久慈市八日町一丁目 1 番地  
久慈地区合同庁舎 4 階 第 1 会議室